

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

225-6
05/1/15

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

特別の力を持って 生き続ける 志がある...

梅林宏道



新年早々、死者を話題にすることを許して頂きたい。このように断り書きをして始めなければならないように、「死」の話題は、多様な生活文化や価値観の中に置かれている。私の兄は浄土真宗の末寺の住職をしているが、父が死んだとき、この宗旨では身内が死んでも年賀を止める必要がないと言う。死は忌むべきことではないという教えだからである。

死者を話題にしたのは、ピースデポが年始早々、ある方の遺言によって遺産の一部を寄付していただくという思いもかけなかった恵みを受けたからである。死者の志しが、恵みとなってピースデポに届く道筋は、「縁(えにし)とか、神の導きとか」の言葉でしか言い表せない幾重にも重なった道筋であるように思う。「死者の志し」が、多くの人の志しと重なり合って今回の寄付となったことに心から感謝したい。

NGOに遺産を残すという文化は、日本の市民社会にはまだ定着していない。欧米では、この文化が、NGO活動を支える重要な社会的基盤の一つとなっている。横須賀米軍基地の環境問題で米国で訴訟を起こした「NEP Aの会」の弁護をして下さったリー・ロジャース弁護士が交通事故で不慮の死を遂げたとき、遺族が、個人の遺志をついで、その葬儀の花代をレイチェル・カーソン財団に寄付したいと協力を呼びかけたことを思い出す。ある著名なヨーロッパの国際平和運動組織のニューズレターは、遺産を寄付することの意義を説き、それを広く読者に呼びかける広告を掲載していた。

欧米に倣うという意味ではなくて、私は、一人の人間が

生前にこだわった主義、とりわけ平和への希求が「死者の志し」として表明され、それが生かされる文化を育てることに、特別に重要な意味があると思う。

私の好きなジャン・ポール・サルトルの言葉に「人間は自由の刑に処せられている」という言葉がある。これは「すべての人間の実存は条件づけられていると同時に全き自由の中にある」という彼の哲学の真髄を表す言葉である。これが「生者」についての真理であるとす

4ページ下へつづく u

今号の内容

連帯の世界へ

ノーベル平和賞受賞者の共同宣言

米戦略への追従深める

新防衛大綱

[図説] 世界の非核兵器地帯

モデル東北アジア非核地帯条約を歓迎
モンゴルからのコメント

[解説] ECRRの2003年勧告
放射線リスク評価の見直しを

米軍再編 見えてきた前線と新展開
今年の軍縮カレンダー

2005
年頭にあたって

多民族性、人権、テロリズム 連帯の世界か、分断の世界か

20年前、世界には希望の波が押し寄せていた。平和、自由、民主主義、連帯の大衆運動に促され世界の国々は冷戦の終結へ向け行動を起こした。しかし、私たちは歴史的な変化によって開かれた好機を逃してしまった。私たちは今、核兵器・通常兵器開発競争の再来、国際法の軽視、そして各国政府の失政による貧困と環境悪化という重大な問題に直面している。暴力の礼賛が地球上に拡散しつつあり、国連、ローマ教皇ヨハネ・パウロ2世、ダライ・ラマら精神的リーダーたちが主張してきた平和の文化を構築するチャンスは遠のいている。

過去から引き継がれた問題と並んで、もし適切に対処しなければ文明、宗教、文化の衝突を引き起こす恐れのある新しい問題もある。我々は、それらが避け得ないものとは決して考えない。テロリズムに対し、あらゆる手段を用いて断固として闘うことは、私たちに課せられた課題である。テロリズムは、人権、基本的自由の尊重という人類共通の道徳的価値の再確認と、国内・国家間における民主主義的原則の遵守によってのみを打ち倒すことができる。我々は暴力に暴力で対抗するのではなく、貧困、無知、不正義というテロリズムの根本原因に注意を向けなければならない。

女性と子供に対する容認しがたい暴力が毎日起きている。私たちの最も大切な宝である子供たちはなおざりにされたままだ。子供たちの保護、安全の確保、保健衛生が最優先されるべきだ。すべての子供たちは、平和な中で、平和のための教育を受ける権利がある。彼らの安全と福祉、特に戦争による苦しみの問題を放置することは許されない。

イラク戦争は、危険な不安定性を助長する環境を

つくり出し、テロリズムの温床となっている。核兵器用物質が消失していたという信憑性のある報告書も無視してはならない。我々がイラク戦争での何千の死を悼む間も、連合国側は自ら声高に宣言したゴールのどれも達成していない。治安、貧困、環境危機の問題は、法律に基づく多国間協力を通じてのみ解決する。すべての国家は条約上の義務を厳格に履行し、国連の必要不可欠な役割と、平和維持に関する国連安全保障理事会の第一義的責任を再確認しなければならない。

私たちは、核兵器開発プログラムの検証可能な終結、安全の保証、制裁の解除を含む北朝鮮の核問題の迅速な平和的解決を支持する。六カ国協議と、米国、北朝鮮双方の努力が成果をもたらすだろう。

イランの核開発に関して、最近の、イラン対英国、フランス、ドイツの協議の進捗を歓迎し、米国が国際原子力機関の枠組みの中で解決策を見出すためのプロセスに参加することを期待する。

私たちは軍事費の削減を要請する。また、武器貿易の制限と、世界の人権基準と人道法に違反する行為に使用される恐れのある武器売買の禁止に関する条約の締結を要求する。

私たちノーベル賞受賞者は、貧困問題と持続可能な開発が、世界が取り組むべき緊急の課題として提起されるべきと考える。これらの課題に応えるためには政治的意思が不可欠である。それは、これまであまりにも欠けていた。

国連ミレニアム・サミットに参加した国々が誓約した

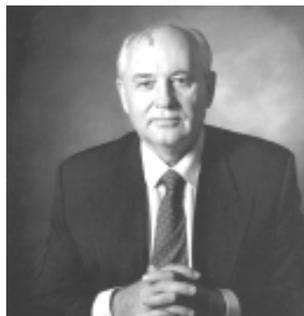
第5回 ノーベル平和賞受賞者サミット共同宣言

2004年11月12日、イタリア、ローマ

新年にあたり、昨年11月、歴代のノーベル平和賞受賞者が全世界へ向けて発信した平和へのメッセージを掲載する。スマトラ島沖地震・津波後の南東アジアの惨状を見ると、世界が直面する課題を多面的に論じ、連帯して行動することを提唱したこの共同宣言はますますその意義を増す。



2002年受賞者サミットに参加したジョディ・ウィリアムズとジョセフ・ロートブラット。



ミハエル・ゴルバチョフ



金大中

取り組み、つまり開発途上国のための開発援助拡大、公正な貿易、市場参入および債務救済の約束は、まだ履行されていない。貧困は引き続き世界で最も広範な惨禍の要因となっている。

何百万の人々が飢えと疾病の犠牲者となり、大多数の国民が欲求不満と絶望感に苦しんでいる。これが急進主義とテロリズムの温床となり、それによって社会全体の安定と未来が危険にさらされる。

科学者たちは、水、エネルギー、気候変動問題の放置が秩序の破壊と軍事紛争を引き起こし、最終的には文明社会が依拠している生命システムの崩壊にもつながる、と私たちに警告している。したがって、私たちは京都議定書と地球憲章への支持を再確認し、併せて枠組協定に関する政府間交渉を求める、国際緑十字のイニシアチブに示されたような水問題への権利ベースのアプローチを支持する。

私たちノーベル平和賞受賞者は、人類がこれまでにない新しいチャンスから恩恵を受けたり、反対に我々の前に立ちはだかる危険を迎え撃つため、よりよいグローバル・ガバナンスが必要と考える。そのために国連およびその関連機関の強化と改革を支持するものである。

特に必要な緊急課題として、私たちは次のことに取り組むことを誓約する。

- 中東危機解決のための真摯な努力。これは、テロリズムの問題解決の鍵であり、また文明の衝突という危険を回避する機会ともなる。もし域内すべての国家に国家として存続する権利が保証され、さらに中東がその地域の各民族のユニークな文化を尊重しつつ、全球的規模のプロセスで統一されるなら、解決は可能である。

- 核不拡散条約の維持と強化。私たちは二重基準を拒否し、核兵器保有国が核兵器廃絶のために努力すべき法的責任があることを強調する。私たちは、包括的核実験禁止条約の発効までの核実験モラトリアムの継続と、検証可能で不可逆的な核兵

器削減のプロセスを加速することを要求する。我々は、新型で「使える」核兵器に危機感を大いに募らせており、核兵器を戦争遂行の合法的手段や先制攻撃の威嚇の手段とみなすドクトリンを拒絶するよう要求する。

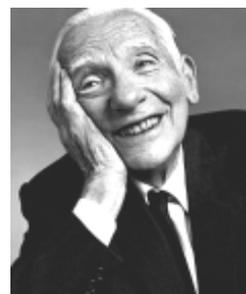
- 国連ミレニアム開発目標達成に弾みをつけるために、2005年にハイ・レベル協議を行うとした国連事務総長のイニシアチブの実現。私たちは、これらの極めて重要な課題達成を助ける人々への説明責任を醸成するために努力することを約束する。

今日の世界が直面する問題を解決するため、政治家は力をつけた市民社会や力強い大衆運動と相互交流する必要がある。それにより、人間の顔を持ったグローバル化と、新国際秩序形成への道が開ける。その秩序とは、暴力を拒絶し、民族、文化、政治的多様性を尊重し、正義、深い思いやり、連帯を確かにするものである。

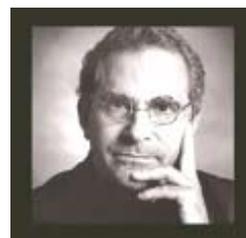
私たちノーベル平和賞受賞者と受賞者組織は、これらの目標実現のために力を尽くすことを約束し、各国政府とすべての人々の賛同を呼びかける。

ミハエル・ゴルバチョフ、金大中、レク・ワレサ、ジョセフ・ロートブラット、ホセ・ラモス＝ホルタ、ベティ・ウィリアムズ、マイレッド・コリガン・マグワイア、カルロス・フィリペ・シメネス・ペロ、アドルフォ・ペレス・エスキベル、リゴベルタ・メンチュウ・トゥム；国連児童基金、バグウォッシュ会議、核戦争防止国際医師会議、常設国際平和局、国際法学会、アメリカ・フレンズ奉仕団、国境なき医師団、アムネスティ・インターナショナル、国連難民高等弁務官事務所、国際労働機関、地雷禁止国際キャンペーン、アルバート・シュヴァイツァー・インスティテュート、国際連合

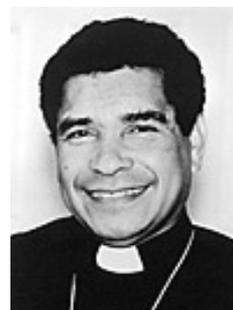
(訳:ピースデポ)
写真:マイケル・コラビー(TheCommunity.comより使用の許可を得ました)



ジョセフ・ロートブラット



ホセ・ラモス＝ホルタ



カルロス・フィリペ・シメネス・ペロ



リゴベルタ・メンチュウ・トゥム



アドルフォ・ペレス・エスキベル



マイレッド・コリガン・マグワイア



2002年サミット共同記者会見。左からアドルフォ・ペレス・エスキベル、レク・ワレサ、ミハエル・ゴルバチョフ、ベルトローニローマ市長ら。

新しい「防衛計画の大綱」と中期防衛力整備計画を読む(上)

米戦略への追隨を深める日本の防衛政策

2004年12月10日、政府は「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」と「中期防衛力整備計画(平成17年度～21年度)」を閣議で決定、発表した。今号と次号ではこれら二つの文書の内容を紹介・分析する。そこに浮かび上がるのは、平和主義の理念を見失い米国の戦略と軍転換(フォーストランスフォーメーション)への追隨を深める日本の姿である。

3年越しの懸案 =「大綱見直し」

新たな「大綱」を2004年中に策定する作業が正式にスタートしたのは、2003年12月19日の安全保障会議及び閣議での決定であった。その時の「閣議決定」¹⁾によれば、見直しは、「我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性が低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が国際社会の差し迫った課題である」という認識に基づき、「(自衛隊の)即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織、整備等の抜本的な見直し、効率を図る」ことを目的とする。重視されるのは(1)統合運用の強化、(2)陸海空自衛隊の新たな編成の考え方の構築、(3)国際的な平和活動の実効化のための組織・機能整備、(4)将来の予測し難い情勢変化に備えるための陸海空自衛隊の装備・編成の見直しの4点である。

「閣議決定」に先立つ2001年9月、政府は防衛庁内に「防衛力のあり方検討会議」を設立し、2003年中に「大綱」見直し案をまとめるという予定をたてた。しかし、イラク戦争や自衛隊のイラク派兵という事態を反映して、予

定を1年遅らせることになったものだ。

「大綱見直し」は三つのプロセスで進められてきた。

第一にもっとも先行して進められたのが、先述の「防衛力のあり方検討会議」(以下「防衛検討会議」と略)である。2001年9月に防衛庁長官を議長として設置された同会議は、すでに今年9月末には最終報告を作成したと報じられているが、その内容は非公開とされ、断片的なリークはなされているが全体像を知ることはできない。

第二のプロセスは、今年4月に設置された首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」(以下「防衛懇」と略)における検討である。荒木浩・東京電力顧問(座長)、西元徹也・元防衛庁統合幕僚会議議長ら10人の官僚OB、財界人、学識経験者からなる「防衛懇」は、4月27日に初会合を開き、毎月2回程度の会合を経て、10月4日の第13回会合で最終報告をまとめ、公表した。その内容については、本誌221号(04年11月1日)で紹介・分析してある。

そして第三には、防衛庁と財務省の予算折衝である。この夏に提出された防衛庁の概算要求でスタートし、昨年末の政府予算案合意で決着した。

「新大綱」の全文は、12月11日の朝刊各紙の他、防衛庁のホームページ^{注2)}で見ることができる。要旨をまとめたのが6～7ページの【表】である。そこには1995年に決定さ



u ☞ 1ページからつづく

るならば、「生者」は「死者」となるとき、この自由を純粹な形で遺すのである。死者は、決して生者に号令しない。生者に選択を強いない。生者を非難しない。生者は死者からこのような全き自由を遺され、そのことによって死者は特別の力を持って生き続けるのである。だからこそ、生者は死者をおろそかにできない。

不特定の「死者の志し」が生かされる場所を、日本の市民社会は、総体としてどれだけ用意できているだろうか。私たちは繰り返しこのことを自問する必要がある。ピースデポが、自分たちの活動のありようと闘い(ぶ)を通

して、日本の市民社会のこの面における前進に貢献できれば、こんなに嬉しいことはない。

2005年は、多くの挑戦が私たちを待っている。なかでも原子爆弾が登場して還暦を迎えるこの年は、被爆者にとって、核兵器廃絶の道筋をつけるための最後の節目となる年かもしれない。核兵器廃絶の闘いは、決して古い闘いではない。グローバルな戦争システムに抗する最先端の闘いの一つであり「軍事力に依存しない安保システム」を構築する私たちの目標にとって現実的な手がかりの一つでもある。

皆さんとともにベストを尽くしたいと思う。

れた現行の大綱(以下「旧大綱」と言う)の要約を比較のために併せて示した。

米国の軍転換の論理をなぞる

新大綱は、大量破壊兵器、ミサイルの拡散、国際テロ組織などの活動を含む「新たな脅威や多様な事態」こそが、「今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている」との基本認識に基づき、日本周辺においても我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態に対応することが求められていると情勢を分析し、「守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織等に対しては、従来の抑止が有効に機能しないことに留意する」としている。これは、ラムズフェルドの次の言葉に集約される米国の軍転換と世界的態勢見直しの動機と完全に重なるものである。「我々は、世界中に小細胞として拡散した敵と対峙する時代に入った。だが、我が軍は依然として巨大な陸軍、海軍、空軍と戦うように配置されている。それを支えるのは『静的な抑止』というアプローチである。このアプローチは、守るべき領土を持たず、遵守すべき条約を持たない敵には適用できない」(2004年9月23日の米下院軍事委員会での証言より)

加えて、我が国周辺の安全保障環境に関して「新大綱」は北朝鮮の動きを「地域の安全保障における重大な不安定要因、深刻な課題」と見なす一方、中国の戦力近代化や海洋活動の拡大を「今後も注目していく必要がある」とした。中国への警戒感が示されたのは、76年に最初の防衛大綱が策定されて以来初めてのことである。

二つの目標・三つのアプローチ

このような情勢認識を踏まえ、「新大綱」は日本の安全保障の目標を次のように設定する。第1には「我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化することであり、第2の目標は「国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである」。これらの目標を達成するためのアプローチは三つ。すなわち(1)日本としての防衛努力、(2)日米安全保障体制の強化、(3)国際社会との協力である。この目標とアプローチは、「防衛懇報告」の勧告に全面的に沿ったものになった。

(1)日本の防衛努力:

「基盤的」から「シナリオベース」へ

旧大綱が戦力・態勢の基礎においていたのは「基盤的防衛力構想」である。それは「我が国に対する軍事的脅威に直接対決する」ため、自らが空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国として必要最小限の基盤的な防衛力を保有する」という考え方である。この構想は大綱に添付された「別表」と相俟って、

冷戦下の日本の軍備拡張に対する無視しえない抑制力として働いてきた。「新大綱」はこの「基盤的防衛力」の有効な部分は継承しつつ「新たな脅威や多様な事態に実効的に対応しうるものとする」必要があるとして、一定のシナリオに沿った戦力構成と態勢を提起している。「新たな脅威や多様な事態」の「主なもの」として上げられているのが、次の五つのシナリオである。

- ア 弾道ミサイル攻撃への対応
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応
- ウ 島嶼部に対する侵略への対応
- エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応
- オ 大規模・特殊災害等への対応

前述のように、「見通しうる将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下している」。したがって、いわゆる冷戦型の「対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した」装備・要員は縮減するが、「周辺諸国の動向に配慮するとともに、技術革新の成果を取り入れ、もっとも基盤的な部分を確保する」とした。このように新大綱が「シナリオベース」を標榜しつつも、それは徹底されているとは言い難い。その結果、陸・海・空自衛隊の「既得権」を色濃くひきづる戦力構成をとることになった。(詳細は次号)

(2)日米安全保障体制:戦略対話の推進

「日米同盟に始まり日米同盟に終わる」既定方針はあいも変わらず。「我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国の戦略的な対話に主体的に取り組む」として、米軍再編への積極的対応＝追隨を明言している。

(3)国際社会との協力:海外活動を自衛隊の本務に

「新大綱」は、始めて「政府開発援助(ODA)の戦略的活用」が安全保障政策の要素としてあげた。一方「国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行なっていく」とし、特に重視する地域として「中東から東アジアに至る地域」をあげた。「関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める」。これらの活動に適切に取り組むため、教育訓練、輸送能力の整備と合わせて「所要の部隊の待機体制」、「迅速に部隊を派遣し、継続的に活動をするための各種基盤を確立するとともに、自衛隊の任務における同活動の適切な位置づけを含め、所要体制を整える」と、やや遠まわしな表現ながら、国際平和協力活動の自衛隊の本務への「格上げ」と、自衛隊海外派遣のための「恒久法」の整備を示唆している。前者は、今国会に「自衛隊法改正案」として提案されるものと思われる。

多機能・弾力的防衛力 「量」は微減のみ

上記のような多様なニーズに対応するため、防衛力は、「即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的で実効性のあるもの」に向けた効率化・合理化を図るとされている。しかし、この転換の緒戦であった2005年度予算をめぐる財務省と防衛庁の攻防は、陸上自衛隊の定員の5千人削減、戦車の300両削減、主要特科装備300門/両といった軍備削減の成果を生んだものの、それは本質論をはずれた「数字合わせ」に終わった。むしろ、「量」や「数字」にすぐに現れない部分で、次号で述べるように「より機能する自衛隊」（「防衛検討会議」最終報告）への転換の道筋は、敷かれているというべきである。この点についても、次号で詳し

く述べる。

生き残った「専守防衛」 核兵器の役割の拡大にも歯止め

新大綱で注目されたのは日本の基本政策である「専守防衛」がどのように扱われるかであった。本誌でも論じた注3ように「ミサイル防衛」とリンクした「敵地攻撃論」の台頭や、「防衛検討会議」などでの「対地攻撃能力取得」論議の流れからみれば「専守防衛政策」が「大綱」から削除されることが危惧された。しかし、ここは踏みとどまった。「専守防衛」と「非核三原則」は明文的に安全保障の基本方針としての地位を維持することになった。

新「防衛計画の大綱」の要旨と旧大綱との比較

(要約・作表:田巻一彦)

新大綱 (2004.12.10閣議決定)		旧大綱 (1995.11.28閣議決定)
制定の趣旨	略	略
我が国を取り巻く安全保障環境	<p>大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織の活動等「新たな脅威や多様な事態」への対応が国際社会の差し迫った課題。 守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織等に対しては、従来の抑止が有効に機能しないことに留意。 北朝鮮の大量破壊兵器の開発、配備、拡散、大規模特殊部隊は重大な不安定要因。中国の核ミサイル、海・空軍力の近代化、海洋活動拡大に注目の必要。 わが国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下。</p>	<p>国際情勢 世界的な規模の軍事紛争が生起する可能性は遠のく一方、複雑で多様な地域紛争が発生。 軍備管理・軍縮、国際協調の努力の進展。 我が国周辺は多数の国が経済発展を背景に軍備近代化、朝鮮半島における緊張等不透明・不確実。</p>
我が国の安全保障の基本方針 1 基本方針	<p>二つの目標： 直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除。国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること。 以下の基本方針を堅持： 国連の活動を支持、外交努力を推進。 米国との緊密な関係の拡充。 内政の安定による安全保障基盤の確立。 日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本理念、文民統制の確保、非核三原則の遵守、節度ある防衛力を自主的に整備する。 核兵器の脅威に対しては米国の核抑止力に依存。同時に現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取り組みに積極的役割。</p>	<p>我が国の安全保障と防衛の基本方針 日本国憲法の下、専守防衛、軍事大国にならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持、文民統を確保、非核三原則を守りつつ節度ある防衛力を整備するという基本方針を堅持。 核兵器の脅威に対しては、現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存する。</p>
2 我が国自身の努力	<p>防衛力は、我が国に脅威が及んだ場合にこれを排除する国家の意思と能力を現す安全保障の最終的担保。 「基盤的防衛力」（右欄）の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し、国際平和協力活動にも積極的に取り組み得るものとする。 即応性、柔軟性及び多目的性を備えた、多機能で弾力的な実効性あるものとする。</p>	<p>(防衛力のあり方) 我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、独立国として必要最小限の基盤的防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」。 防衛意思の明示による侵略の未然防止。侵略への即応、早期排除。</p>
3 日米安全保障体制	<p>日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的対話に主体的に取り組む。 米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設に係る過重な負担軽減に留意する。</p>	<p>(日米安全保障体制) 情報交換、政策協議等の充実、共同演習等運用面の協力、装備・技術面での相互交流の充実、在日米軍の駐留円滑化施策。</p>

一方、「防衛懇報告」の勧告から懸念された核兵器の役割の拡大も、前号で報じたように「新大綱」には盛り込まれなかった。

ミサイル防衛技術に限り 武器輸出三原則を緩和(官房長官談話)

「新大綱」を巡る論議の一つの焦点であった「武器輸出三原則」の緩和については、「新大綱」には盛り込まれず、同時に発表された「内閣官房長官談話」注4によってなされた。対象は弾道ミサイル防衛システムに関する案件で「共同で開発・生産を行なうことになった場合」に限

定された規制緩和である。「米国中心の多国間の共同開発・生産」を広く三原則の例外とする要望は、経済界から強くあがり「防衛懇報告」でも強調されていた。しかし、与党・公明党の慎重論によって押し戻される形でミサイル防衛に限定されることになった。

次号では「新大綱」に添付された「別表」ど「中期防衛力整備計画」をとりあげ、自衛隊の変貌を組織及び整備面から検討する。(田巻一彦)

注1 <http://www.kantei.go.jp/jpkakugikettei/2003/1219seibi.html/>

注2 <http://www.jda.go.jp/j/defense/policy/17taikou/taikou.htm>

注3 本誌第211号(2004年6月1日)

注4 <http://www.jda.go.jp/j/defense/policy/17taikou/taikan.pdf>

<p>4 国際社会との協力</p>	<p>我が国の安全と繁栄に資するためのODAの戦略的活用。 国際平和協力活動を外交と一体のものとして行なう。 中東から東アジアにかけて地域の安定化に努める。ASEAN地域フォーラム(ARF)等で適切な役割り。</p>	<p>国際平和協力業務、国際緊急援助活動を推進。安全保障対話等による信頼の増進、大量破壊兵器やミサイル等の拡散防止活動に協力。</p>
<p>防衛力のあり方 1 防衛力の役割り</p>	<p>(1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応。 ア 弾道ミサイル攻撃：弾道ミサイル防衛システムの整備等必要な体制を確立。 イ ゲリラや特殊部隊による攻撃：部隊の即応性、機動性の向上。 ウ 島嶼部に対する侵略：部隊を機動的に輸送・展開。 エ 周辺空空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船：艦艇・航空機による警戒監視、即時対応体制。戦闘機部隊、護衛艦部隊を保持。 オ 大規模・特殊災害への対応：国内のどの地域においても災害救援を実施しうる部隊や専門能力を備えた体制。 (2) 本格的な侵略事態への備え 見通しうる将来において、本格的な侵略事態生起の可能性は低下。侵略事態に備えた装備、要員は縮減。最も基盤的な部分を確保。 (3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的取り組み 教育訓練体制、所要の部隊の待機体制、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立。自衛隊の任務における適切な位置づけ。</p>	<p>我が国が保有すべき防衛力の内容 陸上自衛隊：地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団及び旅団等。 海上自衛隊：機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応で維持しうる1個護衛艦隊等。港湾・海峡の防備及び掃海能力。 航空自衛隊：警戒管制、領空侵犯及び航空侵襲に即時対応。必要とする場合に着上陸侵襲阻止及び対地支援任務。 国内のどの地域においても、適時適切に災害救援等の行動を実施しうること。 国際平和協力業務及び国際緊急救助活動を適時適切に実施しうること。</p>
<p>2 防衛力の基本的事項</p>	<p>(1) 統合運用の強化：統合運用に必要な組織を整備、統合運用基盤を確立。 (2) 情報機能の強化：多様な情報収集能力、総合的な分析・評価能力の強化。 (3) 科学技術の発展への対応：情報通信分野。サイバーテロにも対応。 (4) 人的資源の効果的な活用：任務の多様化・国際化、装備の高度化等に対応。質の高い人材を確保、育成。</p>	<p>統合幕僚会議の機能の充実等による各自衛隊の統合的かつ有機的な運用等に配慮。 多様な情報収集手段の保有等による高度の情報収集・分析等を実施しうること。</p>
<p>留意事項</p>	<p>1. 防衛力の整備、維持、運用に際しては次の諸点に留意する。 (1) 効率化、合理化による経費の抑制。 (2) 装備品のライフサイクルコストの抑制。産学官のすぐれた技術の積極的導入等による防衛生産・技術基盤の確立。 (3) 関係地方公共団体との緊密な協力、防衛施設と周辺地域の調和を図る。 2. 防衛力のあり方は概ね10年後までを念頭。5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には検討の上修正する。</p>	

兵器地帯は「軍事力によらない」 世界に「非核の

非核兵器地帯とは、その名の通り、地域内の国家間で結ばれた条約によ
は、地帯内の国家に対する核兵器の使用や威嚇が禁止されているという点
力によらない「非核の傘」によって、私たちの安全と平和を守ろうという努力
せると、すでに南半球の陸地のほとんどは非核兵器地帯に属している。核化
地域以外にも、中東、南アジア、中・東欧などで非核兵器地帯構想が議論

中央アジア非核地帯(条約未締結)

地帯内に位置する国・地域

カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニ
スタン、ウズベキスタン

97年に上記5カ国が非核地帯化に正式合
意。2002年9月27日、ウズベキスタンのサマ
ルカンドで開催された専門家会議において5
カ国が条約の文面に合意。

モンゴル非核地位

1998年12月4日 国連総会決議
で一国の非核地位を認知
2000年2月3日 国内法制定
現在、非核地位に基づく二国間、
あるいは多国間協定を模索中

アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)

締結署名 1996年4月11日

発効 28カ国(当時のアフリカ統一機構(OAU)の過半数)が
批准をすませたときに発効。

地帯の範囲

アフリカ大陸、OAUのメンバーである島しょ国、およびOAUの決議に
よってアフリカの一部とみなされた島々、の領土および領海。(地図は、付属
書に基づいて作成した。小島は示されていない。)

【注】インド洋にあるチャゴス諸島に関しては、領有権問題があり、付属書
にただし書きが加えられている。この中に米軍基地の島ディエゴ・ガルシ
アが含まれている。

地帯内に位置する国・地域

アガレガ諸島、アルジェリア、バサス・ダ・インディア、アンゴラ、ベナン、ボツ
ワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、カメルーン、カナリア諸島、カーボ・ベルデ、
中央アフリカ、チャド、チャゴス諸島、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和
国(ザイール)、コートジボアール、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エ
チオピア、ユーロパ島、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサウ、ジュ
アン・ド・ノバ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、
モーリタニア、モーリシャス、マヨット、モロッコ(1985年にOAUを脱退)、モザン
ビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、プリンス・エドワード・マリオン諸
島、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、レユニオン、ロドリゲス島、セネガル、セイ
シェル、シエラ・レオーネ、ソマリア、南アフリカ、スーダン、スワジランド、タンザ
ニア、トーゴ、チュニジア、トモレン島、西サハラ、ウガンダ、ベルデ諸島、ザ
ンビア、ザンジバル、ジンバブエ(一部国名の変更を除き、条約添付資料に
もとづいた。)

加盟国

50カ国が署名、19カ国(アルジェリア、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、コート
ジボアール、赤道ギニア、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、マダガスカル、
マリ、モーリタニア、モーリシャス、ナイジェリア、南アフリカ、スワジランド、タ
ンザニア、トーゴ、ジンバブエ)が加盟。

核保有国の対応

議定書では、条約締約国に対して、および地帯内で、核兵器を使用
または使用の威嚇をしないことを定め、議定書は、地帯内での核実験の
禁止を定め、すべての核保有国に参加を求めている。中、仏、英は、署名・
批准、米、口は署名済み。

2002年7月、OAUはアフリカ連合(AU)へと移行した。



東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)

締結署名 1995年12月15日

発効 1997年3月27日

地帯の範囲

東南アジアのすべての国家の領土とその大陸棚、排他的経済水
域よりなる区域。(図は200カイリ排他的経済水域を含めて作成した。)

地域内に位置する国・地域

ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、マン
マー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム

【注】中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領
有権を主張する南沙諸島の多くも地帯内にある)

加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の10カ国。

核保有国の対応

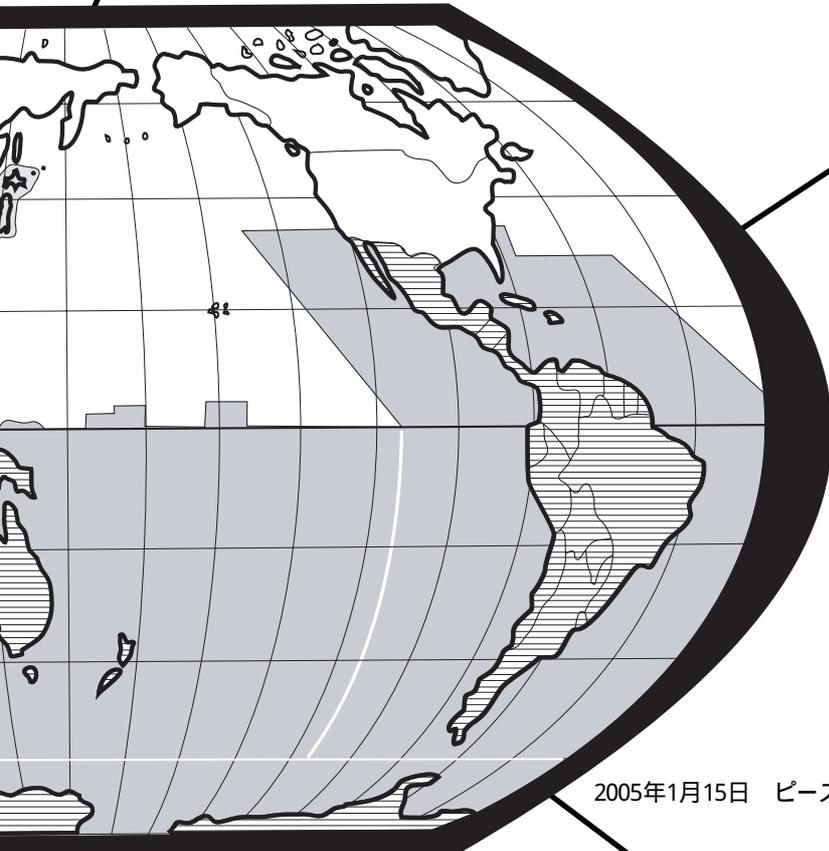
5つの核兵器国に対して「条約締約国に対して、および地帯内
で核兵器の使用または使用の威嚇をしないこと」を定めた議定
書(第2条)への参加を求めている。米は、一方的に核使用を禁
止していること、経済専管水域までも地帯に含まれること、から議定書
への署名を拒否している。中国も難色を示している。

「安全保障体制」の1つのモデルです 「核の傘」を広げよう

核兵器の開発、製造、取得などが禁止された地域を指す。さらに重要なことである。非核兵器地帯を広げることは、軍事力による「核の傘」ではなく、軍事力の一つである。地球上には4つの非核兵器地帯が存在し、南極条約とあわせた保有国の集まる北半球に拡大していくことが課題である。現在、下図に含まれる地域は、

北東アジア非核地帯(非政府提案)

1990年代半ば以来、さまざまな具体的な非政府提案が登場した。もっとも現実的な案として、朝鮮半島非核化南北共同宣言と日本の非核三原則をつなげ、それを米・中・ロが支持し、核攻撃・威嚇をしない安全の保証を与える「スリー・プラス・スリー」案がある。2004年、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」をピースデポが発表。



2005年1月15日 ピースデポ作成

南極条約

締結署名 1959年12月1日(ワシントン)
発効 1961年6月23日

地帯の範囲

南緯60度以南の地域・ただし公海については他の国際法の権利を侵害しない。

地帯内に位置する国・地域

なし。南極での領土権は凍結されている(第4条)。

加盟国

5つの核兵器国を含む45カ国。

南太平洋非核地帯条約

(ラロトンガ条約)

締結署名 1985年8月6日
発効 1986年12月11日

地帯の範囲

条約の付属書1に細かく緯度、経度で規定されている。付属書にはそれにしたがって地図が添付されている。図はその地図を再現した。インド洋に面した非核地帯は、オーストラリアの領海で区切られている。インド洋に浮かぶオーストラリア領

ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約

(トラテロルコ条約)

締結署名 1967年2月14日
発効 1968年4月22日

地帯の範囲

北緯35度西経75度の点から真南へ北緯30度西経75度の点まで、そこから真東へ北緯30度西経50度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯5度西経20度の点まで、そこから真南へ南緯60度西経20度の点まで、そこから真西へ南緯60度西経115度の点まで、そこから真北へ緯度零度西経115度の点まで、そこから斜航線に沿って北緯35度西経150度の点まで、そこから真東へ北緯35度西経75度の点までの境界。ただし米国領土・領海は除く。(図は、この領域を示している。)

地帯内に位置する国・地域

アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ

【注】その他にプエルトリコ(米自治領)やフォークランド諸島(英植民地)など植民地下の島々がある。

加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の33カ国。

核保有国の対応

5核兵器国すべてが、条約締結国に対して核兵器を使用しないこと、または使用すると威嚇を行わないことを定めた付属議定書に署名、批准寄託している。

1990年に現在の名称に変更された。

の島々も非核地帯に属するが、図には示していない。

地帯内に位置する国・地域

オーストラリア、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド(NZ)、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ、サモア、クック諸島(NZ自治領)、ニウエ(NZ自治領)

【注】その他に植民地下の仏領ポリネシア、米領サモア、ニューカレドニア(仏)などがある。条約は太平洋諸島フォーラム(2000年10月、『南太平洋フォーラム』より名称変更)参加国に加盟が開かれている。したがって、地帯外であるが、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦にも加盟の資格がある。

加盟国

上記「地帯内に位置する国・地域」の13カ国。

核保有国の対応

条約締結国に対する核爆発装置の使用または使用の威嚇の禁止、非核地帯内における核爆発装置の実験の禁止を定めた議定書2、3があり、フランスの核実験終了を契機に米英仏が署名し、現在米国以外のすべての核兵器国は批准寄託している。

モデル「東北 アジア非核 地帯条約」

モンゴルからのコメント

日韓市民団体が共同で発展させているモデル「東北アジア非核地帯条約」に対して、元モンゴル国連全権大使J・エンフサイハン大使（ジャルガルサイハン・エンフサイハン）から、洞察と示唆に富んだコメントが寄せられた。2004年9月26日付で梅林への私信として書かれたものであるが、最近、公表の許可を得たので以下に関連部分を訳して掲載する。モンゴルは1998年に国連総会決議によって「非核地位」を国際的に獲得した。エンフサイハン大使はその時の国連大使であるとともに問題に関する理論的支柱であった。

なお、モデル条約（案）はピースデポ・ウェブサイトに全文が掲載されている。また、月刊誌「論座」（朝日新聞社）2004年11月号に梅林の解説と沈丁立（シェン・ディンリ、中国復旦大学国際問題研究所長）と姜政敏（カン・チュンミン、韓国核問題アナリスト）の2人のコメントが掲載されている。（梅林宏道）

新機軸の新世代条約を歓迎

J・エンフサイハン大使（元モンゴル国連全権大使）

私は、モデル「東北アジア非核兵器地帯条約」の起草の経過を知らないの、無知な側面があればお許し頂きたい。また、上海会議に参加しておらず、そこでの資料も読んでいないので、他の人たちのモデル条約への反応も承知していない。

私は、このモデル条約は新世代の非核地帯条約であると考え、ここには過去の4つの非核兵器地帯条約と比較していくつもの本質的な新機軸が打ち出されている。それはいい兆候である。なぜならば世界は変化しており私たちは前進しなければならないからである。梅林氏は、解説において「モデル条約の特徴」を説明している。そこにあるように、条約の「核の傘」への言及、条約の本体に「消極的安全保障」の項目を入れたこと、外国軍の基地への言及、また教育の義務など、すべて極めて役に立つものである。内陸国家の代表として、私は核廃棄物の投棄は海で禁止されるだけでなく陸においても禁止されるべきであり、投棄によって近隣国の環境上の利益に悪影響を及ぼしてはならないと考える。

モデル条約第9条で「管理制度に関する付属書」に触れているが、モデル条約にはそれが付いていなかった。交渉相手は、必ずこの内容に強い関心を抱くであろう。モデル条約に付けられている注は、条約のいくつかの条項を理解するのにたいへんに役立った。

私は、スリー・プラス・スリー体制は、南北朝鮮と日本がすでに公表している誓約に基づくものであるから、もっとも現実的で基本的な体制であるという梅林氏の説明に全面的に同意する。したがって、梅林氏や「スリー・プラス・スリー案」の支持者は、戦術的にも論理的にも、朝鮮半島の非核化を当然支持するものと信ずる。私は、「スリー・プラス・スリー案」の成功の

ために朝鮮半島の非核化の重要性を強調したい。私の考えでは、「スリー・プラス・スリー案」と非核朝鮮半島とは同じコインの裏表であり、二つどしどしの関係であると言ってもよい。一方が解けなければ他方も解けない。誤解であれば訂正して欲しいが、梅林氏の解説では、「スリー・プラス・スリー案」起草者は非核朝鮮半島より先に、スリー・プラス・スリー体制を置こうとしているように感じる。私は、時間の順序としては、東北アジア非核地帯より先非核朝鮮半島が少し先行すべきであると考え、

過去の非核地帯条約と違って、モデル条約は、法的誓約と政治的誓約（軍事基地を含めること、教育義務、核施設への武力攻撃の禁止など）の二層を含めようとしている。法的誓約が、政治的誓約で強化されたり、またその逆が行われるとき、条約の条項は強化される。私はここで敢えて第三層の誓約を提案したい。それは、他の非核兵器地帯と緊密に協力するという誓約である。すべての非核兵器地帯が協力するとき、すべての非核兵器地帯が法的にも政治的にも強化されるであろう。したがって、私は、起草者が前文及び条約本体に、他の非核兵器地帯 - - 伝統的な非核兵器地帯及び一国非核地帯（编者注：モンゴルがこれに当たる）- - の協力に関する具体的な条項の追加を考慮するよう提案したい。このことによって、東北アジア非核地帯は他のすべての非核地帯とつながることができ、地帯が法的にも政治的にも強いものになるであろう。

モンゴルに関して言えば、私たちはスリー・プラス・スリー体制の成功に関心を持っており、その実現を喜んで支援したい。この問題、さらには核不拡散問題全般に関して、共同で仕事ができることを願っている。（タイトルは編集部）

放射線リスク評価は見直されなければならない

内部被曝、とりわけ体内に取り込まれたアルファ線源ホット・パーティクルによる内部被曝の話題は、タンプリン・ホフマンの問題提起以来、30年以上の歴史を持つ。いまや、疫学的知見を加えて本格的な勧告書が作成された。環境医学NGOを主宰する専門家から解説を頂いた。

放射線内部被曝に関するECRR2003年勧告

松井英介 (岐阜環境医学研究所所長、医師)

背景：ICRPとECRR

ECRR (European Committee on Radiation Risk ヨーロッパ放射線障害委員会) の2003年勧告が、日本でも注目を浴びている。

ECRRは、ヨーロッパ議会の決議に基づいて1997年に設立された。当時すでにヨーロッパ議会の国務大臣協議会を通過していたヨーロッパ原子力共同体指針には、基準値以下の低レベル放射性廃棄物を一般消費財の原料としてリサイクルさせる法的枠組みが含まれていた。低レベル人工放射線の健康影響については激しい意見対立があったが、民主的な統制の欠落に懸念を抱き、種々の努力を重ねていた緑の党の提案が実り、公式な調査検討機関としてECRRを発足させることになったのである。その際とくに強調されたのは、ICRP (国際放射線防護委員会) など先行するリスク評価機関からの独立性であった。

ECRRの検討課題は、次の四つであった。

- 1) 放射線被曝のリスクを、できるだけ詳細かつ全ての科学的知見を基に、最も適切な科学的枠組みを用いて独自に評価すること。
- 2) 放射線障害の最も科学的な予想モデルを、実例を挙げながらかつそれを裏づける研究分野を明示しながら、提案すること。
- 3) 科学的知見の現状や生きた経験と予防措置原理を関連づけられる政策的勧告の基礎をなす、倫理分析と哲学的枠組みを提示すること。
- 4) 人と自然環境を放射線から守るための、透明な政策決定を支援するリスクモデルを示すこと。

勧告の要旨：ICRPモデルには根本的欠陥がある

ECRRが2003年に発表した勧告の要旨はつぎのようである。

本委員会は電離放射線被曝が人の健康におよぼすリスクを評価するための新しいモデルを公表する。それは、政策決定者やこの分野に関心を持つ人びとに向けたものである。本委員会は、現在法的に放射線リスク評価の基礎とされている国際放射線防護委員会(ICRP)のリスクモデルを分析することから始めた。ICRPモデルには、体内に取り込まれた放射性同位元素による被曝を評価する上で、根本的な欠陥がある。しかしながら、本委員会は、今日まで蓄積された被曝データを処理するという実際の理由から、同位体と放射線種ごとに特別な荷重係数を定義づけることによって、ICRPモデルによる内部被曝評価の誤差を修正することにした。

1. ヨーロッパ放射線障害委員会は、ICRPのリスクモデルを批判するために設立されたが、その後、低レベル放射線の健康影響に関しては、別の見方を模索すべきだと認識で一致した。
2. 人工放射性同位元素によって内部被曝した集団で、がんや白血病などのリスクが増加しているという疫学的証拠と、ICRPリスクモデルの間には乖離がある。ICRPは急性の外部放射線被曝の結果を、複数の点線源からの慢性的な内部被曝に適用してきた。しかし全身被曝を平均化するこのモデルは、細胞レベルで生じる局所的な被曝には適用できない。体内の線源からの放射線リスクを評価するには、内部被曝の疫学的証拠を優先させるべきである。
3. ICRPモデルの倫理的、法的な基礎を検討した。ICRPモデルの根拠は、時代遅れの功利主義的な平均的費用-便益計算に基づいている。正義と人権に則って考えれば、最も低い線量でも、個人に致死的な障害をもたらす可能性のある放射線照射は、倫理的に正当化できるものではない。
4. 本委員会は、'細胞集団に対する放射線照射線量'を平均化することによって、一個の細胞や分子

ICRPモデルには、体内に取り込まれた放射性同位元素による被曝を評価する上で、根本的な欠陥がある。しかしながら、本委員会は、今日まで蓄積された被曝データを処理するという実際的な理由から、… ICRPモデルによる内部被曝評価の誤差を修正することにした。

レベルの被曝を評価することは不可能であると考えられる。そこで、実効線量の計算に2つの新しい荷重係数を取り入れることによって、ICRPモデルの適用範囲を拡大したモデルを開発した。それは生物学および生物物理学的な荷重係数であり、体内の複数の点線源からの放射線の、細胞レベルでの電離の密度や時間的・空間的な細分化を考慮するものである。またその係数によって、異なった線質の放射線(アルファ線、ベータ線およびガンマ線)による異なった電離密度に対応できる。

5. 新しいタイプの被曝の中には、人工アイソトープ(例えば、プルトニウム)や比率が変えられた天然アイソトープ(例えば、「劣化ウラン」)のミクロン・サイズの集合体(ホット・パーティクル)による被曝も含まれる。ICRPの概念である「吸収線量」では、これら細胞レベルの障害を過小に評価してしまう恐れがある。
6. 生物学や遺伝学さらにはがん研究の最近の発見に照らせば、ICRPの細胞内DNA標的モデルは、リスク分析の基礎としては不適切である。このような物理的モデルを、被曝者の疫学研究に優先させるべきではない。細胞障害から臨床的発症へのメカニズムは、ほとんど解明されていない。本委員会は、被曝の疫学的研究を放射線のリスク評価の基礎として復活させる。セラフィールドの小児白血病の発生群に見られる、ICRPモデルによる予測値と観察結果との間の100倍ものひらきは、その一例である。
7. 細胞レベルの放射線作用のモデルをレビューした結果、ICRPの「線形しきい値なし」モデルは、外部照射、中程度高線量領域のエンド・ポイントを除いては、被曝線量の増加に対する生体応答に対応しないことがわかった。ヒロシマ原爆被曝者の寿命調査研究の推定には、急性の高線量被曝リスクのみが反映されている。低線量被曝の健康影響は線量に比例して大きくなるが、誘発される細胞修復(細胞分裂時の)感受性の高い細胞相が存在するために、2相的な線量応答になる可能性がある。このような線量応答関係は、疫学データの評価を混乱させる可能性がある。疫学研究の結果、直線関係が失われていることをもって因果関係を否定すべきではない。
8. ICRPの放射線リスクモデルとその平均化法は、

線量の空間的・時間的非均等がもたらす効果を排除してしまう。すなわち体内のホット・パーティクルによる組織局所への高線量被曝と、連続的な細胞への照射が誘発する細胞分裂と中断を無視し、局所のハイリスク状況を単純に大きな組織集団に平均化してしまう。ICRPがリスク計算の基礎として使用している「吸収線量」には欠陥があり、それを、修正「吸収線量」(生物学、生物物理学的に特殊な被曝の様相に合わせて荷重を強調する)に置き換えるべきである。さらに、とくに炭素C-14やトリチウムTの壊変がもたらすリスクに注目し、被曝を適切に荷重した。

9. 本委員会は被曝と疾患を関連づける全ての報告を検討した。すなわち、原子爆弾、核実験降下物、核施設の風下住民、原子力労働者、再処理工場、自然バックグラウンド放射能、そして原子力事故である。中でも低線量放射線による内部被曝の二つの研究に注目した。チェルノブイリ後の小児白血病と、ミニサテライトDNA突然変異についてである。これらの研究は、ICRPのリスク評価モデルが100倍から1000倍誤っていることを示している。これらの証拠は、健康への影響が予測されるあらゆるタイプの被曝に適用可能である。
10. 本委員会は、現在のがんに関する疫学調査から、1959年から1963年にかけて世界中で行われた大気圏内核実験による被曝と、核燃料サイクル施設の稼働がもたらした大量の放射性物質の放出が、がんや他の健康障害の著しい増加をもたらしていると結論づける。
11. ECRR新モデルとICRPモデルの両者を用いて、1945年以降の原子力事業が引き起こした全ての死者を計算した。国連が発表した1989年までの人口に対する被曝線量をもとにICRPモデルで計算すると、原子力のためのがん死亡は117万6300人。ECRRモデルでは6160万人のがん死亡、160万人の小児、190万人の胎児死亡が予測される。
12. 本委員会は以下勧告する。一般住民の被曝線量限度は0.1mSvを、原子力従事者の被曝線量限度は5mSvを超えないこと。これは原子力発電所や再処理工場の運転を著しく縮小させるが、原子力は、人類の健康障害という大きな犠牲を強いるエネルギー生産の手段であると考えられるからである。

全ての新しい実践は、全ての個人の権利を考慮したものでなければならない。放射線被曝は、最も優れた技術を用いて極力低く保たねばならない。最後に、放射線放出の環境への負荷は、生態系全体への直接的・間接的影響も含め、全環境との関連性を考慮して評価されなければならない。

全ての新しい実践は、全ての個人の権利を考慮したものでなければならない。放射線被曝は、最も優れた技術を用いて極力低く保たねばならない。最後に、放射線放出の環境への負荷は、生態系全体への直接的・間接的影響も含め、全環境との関連性を考慮して評価されなければならない。

このように、ECRRは、体外からの急性放射線全身被曝を平均化するICRPモデルに対して、体内に入った微細な放射性物質による慢性の内部被曝モデルを、互いに相容れないモデルとして対置したわけである。

この二つのモデルを対比して分かりやすく示したのが、右の図である。

内部被曝を過小評価してはならない

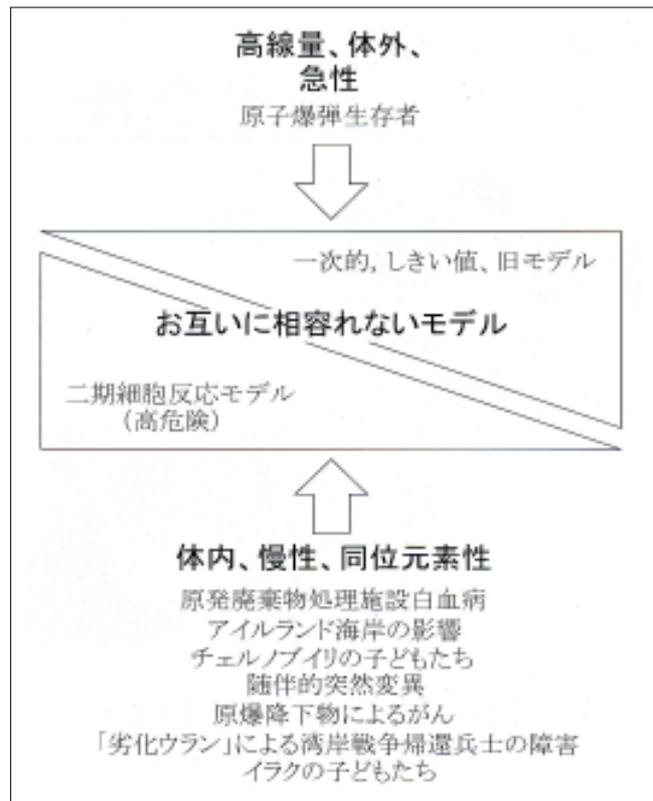
低レベル電離放射線による内部被曝を評価するための指針として、ECRR2003年勧告のもつ意義はきわめて大きいと言わねばならない。

低レベルといっても、例えば胎盤を通過して胎児まで到達したウランU238の微粒子を想定していただきたい。この粒子に近接する空間的位置関係にあって、粒子が放出する高エネルギー放射線である線によって被曝し続ける胎児の細胞にとっては、それらの線は決して低レベルではないのである。

内部被曝の実例として、沢田昭二氏が最近発表した原子爆弾投下後入市者のデータを紹介します。原爆被曝当日入市者の実効的累積被曝線量は1.49グレイ(Gy: 電離放射線の吸収線量を表す国際単位)であるのに対して、爆心地の場合でも、外部被曝による累積線量は0.8グレイであり、内部被曝の影響が外部被曝に比し、きわめて大きい(「アメリカの核兵器使用政策の背景 - 残留放射線被害の隠蔽 - 」日本科学者会議 第15回総合学術研究集会、P44-45、日本科学者会議、2004年)。

ヒロシマ・ナガサキ60年の今年、広島・長崎での原子爆弾被曝者の、内部被曝を明らかにすることは、きわめて重要である。

もう一つ、内部被曝の実例を挙げておきたい。昨年ビキニ被災50年を迎えたマグロ漁船・第五福竜丸の乗組員23人中、12名が亡くなったおり、その内7名が肝がん



ECRR勧告(レギュレーター版、2003年)の図3.1(12ページ)より、訳:松井英介

ど悪性腫瘍であり、生存者11名中3名ががんを発症している。23名中10名と高率に発がんがみられる。これら23人に関しては、詳細な医療記録が、また約半年後に亡くなった久保山愛吉氏については剖検記録が、残されている。当時の記録には、あちこちに「内部被曝」という記述がみられ、医師や研究者がその事実気づいていたことがわかる(「ビキニ水爆被災資料集」東京大学出版会、1976)。

水爆実験が行われた1954年当時この海域で操業して被曝した漁船は1,000隻近くに上り、被曝した乗組員は2万人を超えるといわれるが、第五福竜丸乗組員以外の人びとの被曝とくに内部被曝の事実は、十分な調査がなされないまま、今日に至っている。マーシャル群島に暮らしていた人びとの内部被曝に関しても、同様であると考えられる。

ECRRのサイトでは、要約(Executive Summary)(<http://www.euradcom.org/2003/execsumm.htm>)が読める。また、印刷物の購入も出来る。

前轍と新展開の両方が 見えてきた

日米「戦略対話」の内容が少しずつ漏れてくるにしたがって、二つのことが見えてきた。一つは、周辺事態へのゆり戻し、もう一つは米軍・自衛隊関係の新展開、である。第一点は、挫折した1996年の日米安保再定義のときを想起させる。

米国は、米軍再編の真の動機を、日本においては、またもや歪めなければならないという前轍を踏もうとしている。世界中に機敏に移動する「対テロ戦争」時代の米軍として日本に堂々と駐留することを我慢して、周辺事態対処をまたもや強調し始めた。今回作り出した周辺事態シナリオは中台問題である。ところが第二の点で恐ろしい野望を見せ始めた。それは自衛隊の野望であり、米軍はこれを受け入れながら次を睨んだ野望である。米軍基地・自衛隊基地の区別をなくして、両軍一体の立案、訓練、演習へと進もうとしている。周辺事態で日米の実体を作り世界へと跳躍する。その間、米軍はヤミでフリーハンドで世界に動く。11月28日付け、12月8日付け、12月15日、12月23日付け記事に注目していただきたい。(梅林宏道)

米軍再編を巡る主な動き(6)

(2004年11月26日～2005年1月8日)

11月26日	山崎拓首相補佐官、普天間飛行場の返還を辺野古移設にとられず、米軍再編の中で総合的な観点から返還を加速させる考えを表明。(琉球)	12月6日	防衛施設庁が、在日米軍の家族住宅が、池子の追加建設分を考慮してもなお「1000戸不足」とのデータを公表。(神奈川)
11月28日付	日米「戦略対話」の全容が11月の日米審議官級協議で明らかに。戦略的パートナーシップの強化のため(1)共通の戦略目標の確認(2)軍事面の役割分担、装備などの相互運用性向上(3)在日米軍再編の3分野を協議する。一方米側は、陸軍第1軍団司令部キャンプ座間移転、横田第5空軍司令部の第13空軍司令部(グアム)への移転、統合、沖縄「海兵遠征部隊」の指揮機能維持、嘉手納、横田、三沢各基地航空部隊の現状維持を打診。米側は海兵隊再編に関する追加的な構想も検討中。(産経)	12月8日付	米陸軍第1軍団司令部移転案についての11月の日米審議官級協議での米側の説明内容が明らかに。移転の狙いは(1)各国軍との共同対処・訓練の強化(2)前方での指揮統制能力の向上(3)地域性を踏まえた計画策定機能の充実など。米側は、中国と台湾の間の紛争などを念頭におく。第1軍団の任務は(1)日本防衛、(2)朝鮮半島有事への後方支援、(3)太平洋地域での大規模災害の対処、と説明。スリム化した司令部の移転か。(朝日)
11月29日	自民党は日米安保・基地再編合同調査会自民調査会の初会合を開催。基地移転など地元との調整の打開策を党主導で探るのが狙い。	12月8日付	米国防総省が中国国防省に対し「軍事ホットライン」の開設を正式に提案していたことが明らかに。(日経)
11月30日	政府が与党に提示した「新防衛大綱」政府素案に、「大綱の概要」にはなかった在日米軍基地問題が「負担軽減に留意する」との表現で盛り込まれることに。(毎日)	12月10日	在沖米空軍トップ、第18航空団司令官ジャンマーク・ジュアス准将、活動範囲について、世界全体をカバーできると説明。「要請された部隊の指揮下に入る」ので極東条項には抵触しないと認識。(沖タイ)
12月2日	米国防総省でのインタビューでパベル次官室戦略部長、再編・再配置について「基地施設に関心が向きがちだが、重要なのは法制面。即応性が問われる局面で、そのたびに受入国の議会の承認が必要となれば、効率的対応ができない」と述べる。	12月12日	小池百合子沖縄・北方担当大臣がワシントンでアーミテージ国務副長官ら国務省や国防総省の高官と会談、沖縄基地の負担軽減を要請。
12月4日	ラムズフェルド米国防長官が留任を内諾との報道。	12月14日	元米国防次官補代理のカート・キャンベル戦略国際問題研究所上級副所長、那覇市でのインタビューで、国防総省内で普天間飛行場の県外移設を視野に入れた海兵隊再配置計画が検討されていると述べる。
12月4日	渉外関係14都道府県の知事アンケートで、12道県が沖縄の「過重負担」を認識するも、移転「受け入れ」はなし。(琉球)	12月14日付	11月の日米審議官級協議で、中台紛争時の日米軍事協力を米側が求めていたことが判明。日本は返答を避けた。(共同)
		12月15日	大野功統防衛庁長官、ワスコー在日米軍司令

官と会談し、在日米軍再編について、安保環境など戦略問題、日米役割分担、再編具体案の三段階の協議を進めると表明。

12月15日 佐世保港立神岸壁や赤崎貯油所の一部を米軍が数年内に返還することで、日米両政府が大筋合意したことが判明。(西日本新聞)

12月16日 米軍基地再編経費として「中期防衛力整備計画」の中で、防衛関係費とは別に5年間で最大1000億円を調整費として当てることが判明。SACO対象外の米軍再編のための費用。(産経)

12月18日付 11月の日米審議官級協議で、陸軍第1軍団司令部をキャンプ座間に移転させた場合の司令部機能について、米側が極東有事に限定した作戦指揮権を持たせる方針を提示していたことが明らかに。(毎日)

12月20日 大和市議会本会議、全会一致でキャンプ座間移転反対決議。静岡県議会も沖縄海兵隊のキャンプ富士移転に反対する意見書を全会一致で可決。

12月21日 来日中のローレス米国防副次官「在日米軍再編問題で日本側から情報が漏れすぎると苦言を呈し、大野長官が対処を約束。(共同)

12月21日 佐世保商工会議所は、米原子力空母の母港化や第1軍団司令部の誘致など佐世保港の防衛機能強化を国や米軍に求めていく計画を発表。

12月22日 自民党の日米安保・基地再編合同調査会(座長・額賀福志郎前政調会長)米軍再編に関する論点案をまとめることを決める。新「日米安保共同宣言」策定や「日米防衛協力のための指針」見直しも検討。

12月22日 来日中のローレス米国防副次官、自民党の日米安保・基地再編合同調査会額賀福志郎座長と会談。米軍再編問題の最終結論を出すめどを2005年10月とする考えを示す。

12月22日 小泉首相、在日米軍再編問題を話し合う日米審議官級協議の進展について「まだこれから」と述べ、「新安保宣言」に関して「これから協議」とし明言を避けた。

12月23日付 20、21日に行われた日米外務・防衛当局の審議官級協議で、在日米軍再編について米軍基地の管轄権を自衛隊に返還したうえで、米軍と自衛隊の共同使用を進めるため具体的な検討に入ることで合意。全国の米軍基地のそれぞれの機能について、自衛隊や別の施設などで代替が可能かどうかについても議論する。日本側の提案に米側が応じた。(読売)

12月25日 米海軍池子住宅地区への住宅建設計画で、今年度予算3,300万円をあて3月までに現地調査を予定していることが明らかに。

2005年
1月2日 山崎拓首相補佐官、普天間飛行場について、十数年かかる辺野古代替施設への移設まで、暫定的な分散移転を検討する考えを示した。(琉球)

1月3日付 米政府は、太平洋海域で活動を活発化している中国海軍に対抗する日米の共同態勢を強めるよう求めていることが明らかに。中国けん制を基地再編の目的の一つにしている。(日経)

1月3日 米太平洋軍スポークスマンによれば、米軍はスマトラ沖津波被災地支援でタイのウタパオ基地にタスクフォース司令部を設置、海兵隊など総

勢約1万2600人で活動を展開する。

1月4日付 米軍再編をめぐる協議で、米側が横田基地への民間航空機乗り入れを、航空自衛隊との連携強化を条件に受け入れる意向を示したことが明らかに。(共同)

1月4日付 在沖米軍の負担軽減を求める沖縄県の要求素案まとまる。海兵隊の普天間飛行場、キャンプ・シュワブ、キャンプ・ハンセン、陸軍のドライ通信施設の4基地を優先することとした。

1月6日 ジャカルタのスマトラ沖大地震と津波に関する緊急首脳会議に出席した町村外相は、パウエル米国防長官と会談。沖縄の負担軽減を含め緊密協議を再確認。

1月8日付 防衛庁は、米軍が津波被災国救援活動の前線司令部を構える米空軍タイ・ウタパオ基地に3自衛隊の運用を調整する「現地連絡調整本部」を設けた。これにより同基地は米軍と自衛隊の連携の拠点となる。(朝日)

沖タイ=沖縄タイムス。琉球=琉球新報。朝日=朝日新聞。神奈川=神奈川新聞。共同=共同通信。産経=産経新聞。日経=日経新聞。毎日=毎日新聞。読売=読売新聞。SACO=沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会。(作成:ピースデポ)

2005年核軍縮関連カレンダー

ジュネーブ軍縮会議(CD)

1月24日 - 4月1日 第一会期
5月30日 - 7月15日 第二会期
8月8日 - 9月23日 第三会期

核不拡散条約(NPT)再検討会議

5月2日 - 27日 ニューヨーク

国連軍縮委員会(UNDC)

7月18日 - 8月5日 ニューヨーク

第12回アセアン地域フォーラム(ARF)

7月下旬 ビエンチャン(ラオス)

ノーモア ヒロシマ・ナガサキ国際市民会議

7月29日 - 31日 東京

第60回国連総会

9月13日開会 ニューヨーク

国際原子力機関(IAEA)総会

9月26日 - 30日 ウィーン

ノーベル平和賞受賞者フォーラム

10月14日 - 15日 東京(国連大学)

化学兵器禁止条約(CWC)締約国会議

11月7日 - 11日 ハーグ

生物兵器禁止条約(BWC)締約国会合

12月5 - 9日 ジュネーブ

ピースデポ総会は、
2月20日(日)
日本青年館(新宿区)
で開催します。

前日(2月19日)に、総会関連イベントを開催します!
あわせてお越しください。

核廃絶は市民の手から 被爆60年を転換の年に!
NPT市民集会

日時:2月19日(土)午後1時~6時
(開場12時半)

会場:日本青年館・中ホール
主催:2.19実行委員会

(詳しくは、同封のチラシをご覧ください)

時間:午前10時~1時
(10時受付開始予定)
会場:日本青年館503会議室
(東京都新宿区霞ヶ丘7-1)
JR中央・総武線各駅停車、千駄ヶ谷駅より徒歩9分。信濃町駅より徒歩9分。
地下鉄銀座線・外苑前駅より徒歩7分。
<http://www.nippon-seinenkan.or.jp/otel/access/access.htm>

ゲストスピーカー:

スージー・スナイダー(WILPF:平和と自由のための女性連合) 秋葉忠利広島市長(予定) 伊藤一長長崎市長(予定) 国会議員(予定) 他

日誌

2004.12.6~2005.1.5

作成:中村桂子、林公則

BWC = 生物兵器禁止条約 / DOD = 米国防総省 / IAEA = 国際原子力機関 / ICBM = 大陸間弾道ミサイル / MD = ミサイル防衛 / NA C = 新アジェンダ連合 / WP = ワシントンポスト

12月6日 国連総会、第一委員会を通過した日本提出決議案、NAC提出決議案等を採用。

12月6日 生物兵器禁止条約(BWC)締約国会合、ジュネーブで開催(~10日)

12月8日 パキスタン軍、核弾頭搭載可能な中距離弾道ミサイル「ハトフ4(別名シャヒーン1)の発射実験に成功したと発表。

12月10日 政府、安全保障会議と閣議において、新たな「防衛計画の大綱」と次期中期防衛力整備計画を決定。(本号参照)

12月10日 政府、新防衛大綱の閣議決定にあわせ官房長官談話を発表。MD関連部品の対米輸出を武器輸出3原則の例外とする方針を表明。

12月12日付 米紙WP、ブッシュ米政権が、追い落としを狙ってエルバラダイIAEA事務局長と

イラン外交官との電話を盗聴していたと報じる。

12月13日 英仏独とイランがブリュッセルで協議。ウラン濃縮関連活動に関する協定締結に向けた交渉の継続で一致。

12月14日 日米両政府、両国がMDシステムで包括的に協力する枠組みを定めた交換公文を締結。

12月14日 政府、国民保護法に基づく「国民保護に関する基本指針の要旨」を公表。

12月15日 DODのミサイル防衛局、地上配備型迎撃ミサイルによるミサイル迎撃実験に失敗したと発表。

12月17日 「上級運営委員会」の設置などMDに関する日米協力の詳細な内容を定めた両国間の了解覚書が締結される。

12月17日 フドメーカー米国防次官補、北朝鮮が核弾頭搭載可能な長距離弾道ミサイルの飛行テストをいつでも行うことができるとの見解を示す。

12月17日 小泉首相と韓国の盧武鉉大統領、鹿児島県指宿市内で会談。6カ国協議の早期再開を目指す方針を確認。

12月21日 日本原燃、青森県六ヶ所村の使用済み核燃料再処理工場で、放射性物質の劣化ウランを使う稼働試験「ウラン試験」を開始。

12月22日 ラムズフェルド米国防長官、米国のMDシステムに関し、「今後も開発状態は続く」と述べ、年内稼働の事実上の断念を示唆。

12月24日 ロシアのイワノフ国防相、ICBM

「トールIM」の移動式の改造型配備を05年1月から開始する方針を明らかに。

12月24日 政府、都道府県が地域の実績に応じて作成する国民保護計画のガイドラインを地方自治体国民保護懇話会に提示、了承される。

12月27日 中国政府、日本の軍事活動拡大に強い警戒感を示した国防白書「04年中国の国防」を発表。

1月1日 IAEAのフレミング報道官、ロイター通信に対し、3選を目指す現職のエルバラダイ氏以外に立候補者がなかったことを明らかに。

1月4日付 AP通信、エジプトが過去にIAEAに未申告で核関連実験を行い、濃縮ウランなどを製造していたと報道。エジプト政府は否定。

1月5日 米政府高官、時事通信に対し、ロシア政府がイランのプシェール原子力発電所の建設協力を中断していることを明らかに。

1月5日 IAEA事務局長、イランがテヘラン郊外のバルチン軍事施設への査察官立ち入り同意したことを明らかに。

1月5日付 米紙WP、DODが来会計年度から6年間で、MD予算を当初計画より50億ドル減らす等、約300億ドル分の支出を抑制の方針と報道。

沖縄

12月8日 在沖米海兵隊のCH46輸送ヘリ3機とKC130空中給油機1機が、下地島空港に着陸。

12月10日 米軍嘉手納弾薬庫地区から地上爆発模擬装置訓練に伴うとみられる煙や異臭が県立嘉手納高校など民間地域に流出。

12月13日 小池百合子沖縄担当相がワシントンで米政府高官らと会談。在沖米軍基地の負担の軽減を申し入れ。

12月15日 政府が米軍楚辺通信所について、来年5月の期限切れ以降も強制使用できるように延長手続きをとる方針を決定。

12月18日 在沖米海兵隊のCH46輸送ヘリ2機とKC130空中給油機1機が、下地島空港に着陸。

12月21日 嘉手納基地から飛び立ったF15戦闘機が、海上で通常訓練中に補助翼の下端部分を落下。

12月27日 那覇防衛施設局が県への海底状況確認調査報告で、辺野古沖サングの34カ所の破損を確認。

12月30日付 稲嶺恵一知事が都市型戦闘訓練施設建設問題で、移転を条件に建設を容認する方針が29日までに明らかに。

1月1日付 米軍再編に伴う在沖米軍負担軽減を求める沖縄県素案の全容が31日までに明らかに。

1月3日付 山崎拓首相補佐官が、代替施設の完成まで、暫定的に普天間飛行場の分散移転を検討する考えを明らかに。

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp>

田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 丸茂明美 <marumo@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に
参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、津留佐和子、中村和子、林公則、松井英介、梅林宏道